

令和5年度

第1回三次市地域公共交通会議資料

【報告事項1】	三次市地域公共交通会議委員の交代について	1
【協議事項1】	三次市地域公共交通会議役員について	2
【協議事項2】	中国バス甲奴・三次線の廃止について	2
【協議事項3】	中国バス甲山・三次線の増便及びダイヤ改正について	4
【協議事項4】	三次市民バス甲奴町線の再編について	5
【協議事項5】	備北交通「こども乗り放題パス」発売について	8

令和5年5月29日（月）15時45分～

みよしまちづくりセンター ペペらホール

(1) 三次市地域公共交通会議委員の交代について

【新】

(敬称略)

構成区分	委 員	
(1) 三次市	三次市地域振興部	部長 矢野 美由紀
(4) 住民又は利用者の代表	栗屋町	中野 和彦
	君田町	今本 豊
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	三次市社会福祉協議会	地域福祉課長 梶原 真美
	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官
(7) 道路管理者	三次市建設部	部長 中井 孝司 加藤 伸司

【旧】

構成区分	委 員	
(1) 三次市	三次市地域振興部	部長 中原 みどり
(4) 住民又は利用者の代表	栗屋町	加井妻 敏幸
	布野町	中村 義和
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	三次市社会福祉協議会	地域福祉係長 下野段 利恵子
	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官
(7) 道路管理者	三次市建設部	部長 川野 芳枝 秋山 和宏

三次市地域公共交通会議委員名簿

(令和5年5月24日現在)

構成区分	委 員	
(1) 三次市	三次市	副市長 堀川 亮 (会長)
	三次市地域振興部	部長 矢野 美由紀
(2) 一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社	統括本部長 實兼 利光
	十番交通有限会社	代表取締役 有木 好文
	三次みどりタクシー株式会社	代表取締役 石田 光雄
(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部	書記長 長谷川 和宏
(4) 住民又は利用者の代表	栗屋町	中野 和彦
	君田町	今本 豊
	甲奴町	畠 真樹子
	三次商工会議所	事務局長 竹本 勇夫
	三次広域商工会	事務局長 中宗 久之
	三次市社会福祉協議会	地域福祉課長 梶原 真美
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官 中井 孝司
(6) 広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域力創造課	課長 藤井 剛
(7) 道路管理者	三次市建設部	部長 加藤 伸司
(8) 広島県警察三次警察署長又はその指名する者	広島県警三次警察署	交通課長 若宮 晋
(9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校	教授 加藤 博和

◎ オブザーバー：西日本旅客鉄道株式会社三次鉄道部 福永 修二 鉄道部長

【協議事項1】三次市地域公共交通会議役員について

三次市地域公共交通会議設置要綱第5条の定めにより、本会議に次の役員を置くこととする。

	令和5年度		(参考) 令和4年度	
	所属・職名	氏名	所属・職名	氏名
会長	三次市副市長	堀川 亮	三次市副市長	堀川 亮
副会長	三次市地域振興部長	矢野 美由紀	三次市地域振興部長	中原 みどり
監事	三次広域商工会事務局長	中宗 久之	三次広域商工会事務局長	中宗 久之

【協議事項2】中国バス甲奴・三次線の廃止について

路線バスを運行する株式会社中国バスから、甲奴・三次線の路線の廃止について、申し出があった。

1. 廃止する路線

起 点 A. 広島県三次市甲奴町本郷1177地先
終 点 B. 広島県三次市吉舎町吉舎833-6地先
キロ程 9. 5km

起 点 C. 広島県三次市江田川之内町508-30地先
終 点 D. 広島県三次市十日市東5丁目1-1地先
キロ程 5. 3km

路線廃止キロ程合計 14. 8km

2. 廃止する路線に係る停留所

A～B間：甲奴局前・甲奴支所前・梶田別・高橋・梶田・明力・宇賀東・宇賀・専光寺口・吉舎谷・四日市・宇賀別

C～D間：神杉・掛原・長土手・緑橋・八次駅前・生協団地口・三次高校前

3. 廃止する運行系統

運行系統名	運行事業者	運行系統		系統キロ程	運行回数
		起点	終点		
68-1	(株)中国バス	甲奴駅前	三次駅	往 37.4km 復 37.4km	平日 2.0回 土・日・祝 0.0回

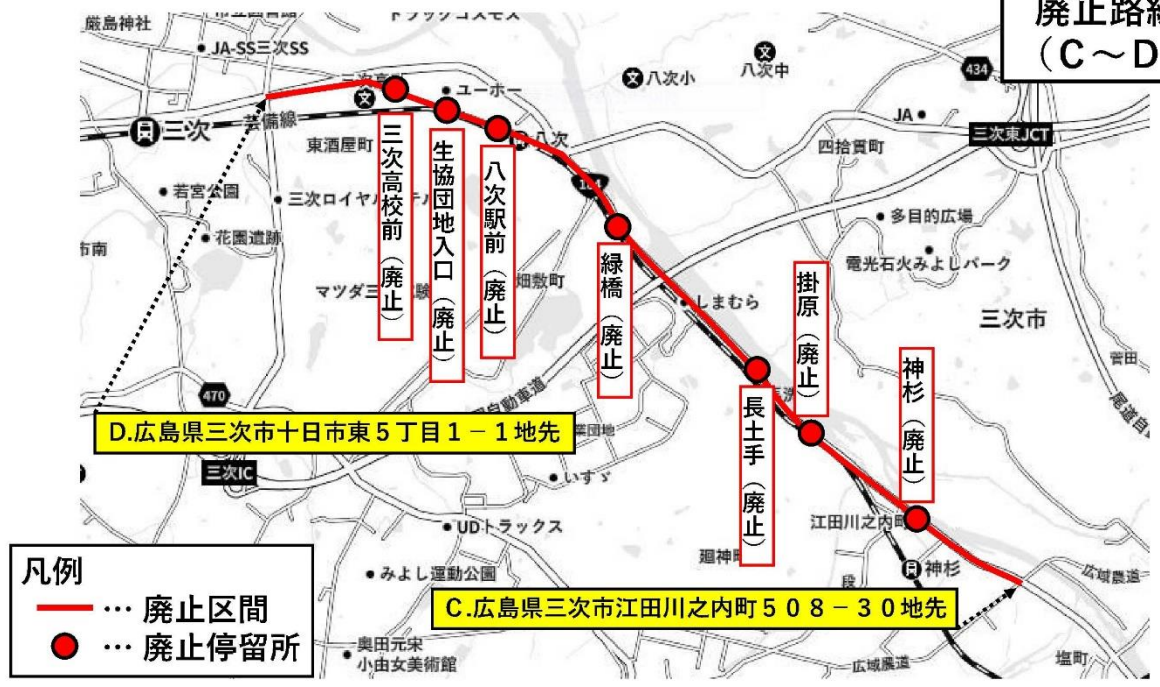
4. 廃止予定日

令和5年6月16日（金曜日）の最終便の運行を以って廃止とする。

**廃止路線図
(A～B間)**



**廃止路線図
(C～D間)**



【協議事項3】中国バス甲山・三次線の増便及びダイヤ改正について

【協議事項2】中国バス甲奴・三次線の廃止に伴う代替交通として、株式会社中国バスから、甲山・三次線の増便及びダイヤ改正について、提案があった。

1. 概要

甲奴・三次線（2往復/日）の廃止に伴い、一部区間が重複している甲山・三次線を3往復/日から4往復/日に増便し、それに伴うダイヤ改正を行う。

2. 増便内容

甲山・三次線を3往復/日から4往復/日に増便する。

3. ダイヤ改正内容

始発及び終発を除く便について、以下の通りダイヤ改正を行う。

【甲奴・三次線】甲奴 — 檜村口 — 吉舎 — 三次中央病院 — 三次駅

【甲山・三次線】甲山 — (世羅中学前) — 吉舎 — 三次中央病院 — 三次駅 — 三次もののけミュージアム

□平日のみ（月～金）※祝日の場合は運休														【現行】							
甲山(営)発	甲奴駅前発	世羅中学前	吉舎(檜村口)	吉舎中学前	三良坂(駅前)	塩町	三次高校	三次中央病院	三次(駅前)	三次もののけミュージアム	三次もののけミュージアム	三次(駅前)	三次中央病院	三次高校	塩町	三良坂(駅前)	吉舎中学前	吉舎(檜村口)	世羅中学前	甲奴駅前着	甲山(営)着
6:50	-	-	7:15	7:18	7:32	7:40	-	7:49	7:59	8:07	6:43	6:49	6:58	-	7:07	7:17	7:28	7:33	8:04	-	8:10
	8:20	-	8:38	8:43	8:55	9:03	9:13	9:23	9:33		10:40	10:49	10:58	-	11:07	11:17	11:28	11:33	-	-	11:59
13:00	-	-	13:25	13:28	13:42	13:50	-	13:59	14:09	14:17		13:00	13:10	13:20	13:30	13:38	13:50	13:55	-	14:30	
	15:15	-	15:33	15:38	15:50	15:58	16:08	16:18	16:28			16:45	16:55	17:05	17:15	17:23	17:35	17:40	-	17:58	
17:25	-	17:31	18:02	18:05	18:19	18:27	-	18:36	18:46	18:54	17:35	17:44	17:53	-	18:02	18:12	18:23	18:28	-	-	18:54

※土曜・日曜・祝日及び8月13日～16日の間は運休



【甲山・三次線】甲山 — (世羅中学前) — 吉舎 — 三次中央病院 — 三次駅 — 三次もののけミュージアム

□平日のみ（月～金）※祝日の場合は運休														【2023年6月19日改正(案)】							
甲山(営)発	甲奴駅前発	世羅中学前	吉舎(檜村口)	吉舎中学前	三良坂(駅前)	塩町	三次高校	三次中央病院	三次(駅前)	三次もののけミュージアム	三次もののけミュージアム	三次(駅前)	三次中央病院	三次高校	塩町	三良坂(駅前)	吉舎中学前	吉舎(檜村口)	世羅中学前	甲奴駅前着	甲山(営)着
6:50		-	7:15	7:18	7:32	7:40		7:49	7:59	8:07	6:43	6:49	6:58		7:07	7:17	7:28	7:33	8:04		8:10
	8:45	-	9:10	9:13	9:27	9:35		9:44	9:54	10:02	8:20	8:29	8:38		8:47	8:57	9:08	9:13	-		9:39
	14:00	-	14:25	14:28	14:42	14:50		14:59	15:09	15:17	12:30	12:39	12:48		12:57	13:07	13:18	13:23	-		13:49
17:25		17:31	18:02	18:05	18:19	18:27		18:36	18:46	18:54	17:35	17:44	17:53		18:02	18:12	18:23	18:28	-		18:54

※土曜・日曜・祝日及び8月13日～16日の間は運休

【協議事項4】三次市民バス甲奴町線の再編について

【協議事項2】中国バス甲奴・三次線の廃止に伴う代替交通として、【協議事項3】中国バス甲山・三次線の増便及びダイヤ改正しようとする便への乗り継ぎのため、三次市民バス甲奴町線の再編を実施しようとするものです。

1. 概要

甲山・三次線の増便及びダイヤ改正による代替交通となりうる区間は、甲山・三次線の停留所である「吉舎中学前」以北であり、【協議事項2】で廃止する甲奴・三次線の停留所である「吉舎中学前」から「甲奴駅前」の区間については、三次市民バス甲奴町線（区域運行）の営業区域を新設することで甲山・三次線への乗り継ぎを可能とする。

2. 新設しようとする営業区域

吉舎地区（吉舎町吉舎、吉舎町雲通）

【新】

営業区域	その住所等
上川地区	三次市甲奴町太郎丸・抜湯・有田・福田・梶田の一部
宇賀地区	三次市甲奴町宇賀・梶田の一部・小童の一部
小童地区	三次市甲奴町小童・西野・本郷
吉舎地区	三次市吉舎町吉舎・雲通

【旧】

営業区域	その住所等
上川地区	三次市甲奴町太郎丸・抜湯・有田・福田・梶田の一部
宇賀地区	三次市甲奴町宇賀・梶田の一部・小童の一部
小童地区	三次市甲奴町小童・西野・本郷



3. 新設しようとする運送区間

- ①上川・福田・友森・吉舎・雲通エリア
- ②宇賀・梶田・広石・吉舎・雲通エリア
- ③小童・西野・本郷・吉舎・雲通エリア

【新】

営業区域	運送区間	発地	経過地	着地	運行曜日
上川地区	上川・福田・友森エリア①	安川宅前	-	カーターセンター	水曜日・金曜日
	上川・福田・友森エリア②	道田宅前	-	カーターセンター	水曜日・金曜日
宇賀地区	宇賀・梶田・広石エリア①	掛谷三叉路	-	カーターセンター	火曜日・木曜日
	宇賀・梶田・広石エリア②	六ツ宗	-	カーターセンター	火曜日・木曜日
小童地区	小童・西野・本郷エリア	塩谷集会所	-	老人福祉センター	月曜日・木曜日
上川地区・吉舎地区	上川・福田・友森・吉舎・雲通エリア	安川宅前	甲奴駅前	吉舎中学前	月曜日
宇賀地区・吉舎地区	宇賀・梶田・広石・吉舎・雲通エリア	掛谷三叉路	甲奴駅前	吉舎中学前	水曜日
小童地区・吉舎地区	小童・西野・本郷・吉舎・雲通エリア	塩谷集会所	甲奴駅前	吉舎中学前	金曜日

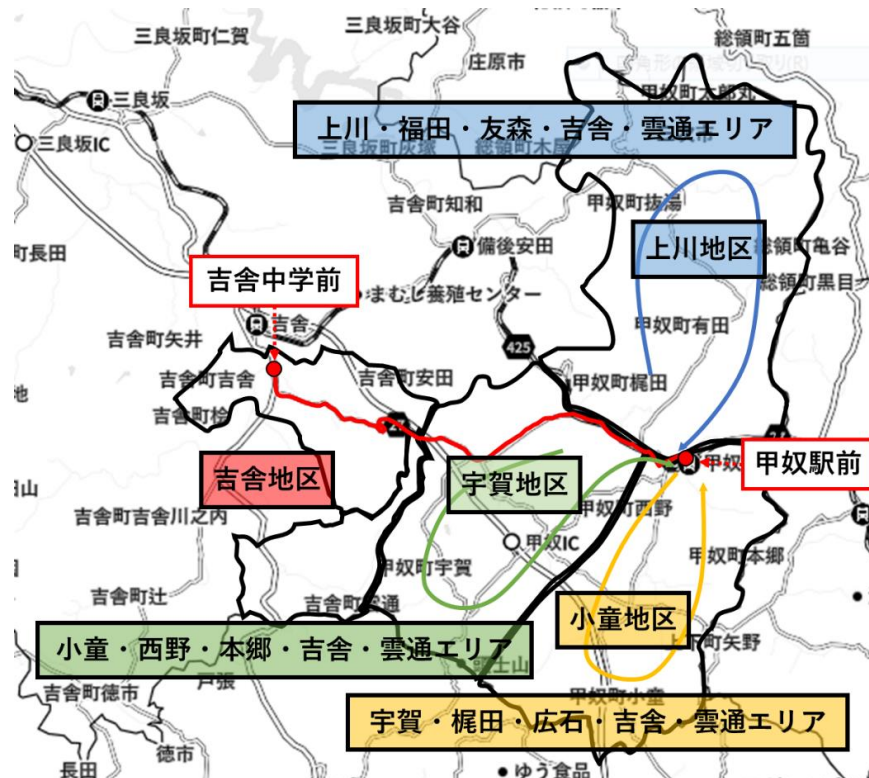
【旧】

営業区域	運送区間	発地	経過地	着地	運行曜日
上川地区	上川・福田・友森エリア①	安川宅前	-	カーターセンター	水曜日・金曜日
	上川・福田・友森エリア②	道田宅前	-	カーターセンター	水曜日・金曜日
宇賀地区	宇賀・梶田・広石エリア①	掛谷三叉路	-	カーターセンター	火曜日・木曜日
	宇賀・梶田・広石エリア②	六ツ宗	-	カーターセンター	火曜日・木曜日
小童地区	小童・西野・本郷エリア	塩谷集会所	-	老人福祉センター	月曜日・木曜日

4. 運行地域

各地区（上川地区：月曜日，宇賀地区：水曜日，小童地区：金曜日）の利用者自宅から，甲奴駅前を経由し，県道27号線・国道184号線を通る吉舎中学前までの区間。

甲奴駅前から吉舎中学前までの間（下の図の赤線区間）は，県道27号線上でのみ乗降を可とし，終点である吉舎中学前を除く国道184号線上での乗降は不可とする。



5. 運行ダイヤ

中国バス甲山・三次線に乗り継ぐため、甲山・三次線の停留所である「吉舎中学前」の発着時刻を設定する。往路（三次駅方面行き）は「吉舎中学前」の着時刻，復路（甲奴駅方面行き）は「吉舎中学前」の発時刻を設定する。（※「吉舎中学前」以外の時刻は目安）

月曜日	三次市民バス甲奴町線（上川地区・吉舎地区）						中国バス（甲山・三次線）		
	上川地区	甲奴駅前	梶田	宇賀	吉舎谷	吉舎中学前	吉舎中学前	三次中央病院	三次（駅前）
往路	発	→	→	→	→	着	発	→	着
1便	8:20	8:50	8:55	8:59	9:04	9:07	9:13	9:44	9:54
2便	13:35	14:05	14:10	14:14	14:19	14:22	14:28	14:59	15:09
3便	17:10	17:40	17:45	17:49	17:54	17:57	18:05	18:36	18:46
復路	着	←	←	←	←	発	着	←	発
1便	14:07	13:37	13:32	13:28	13:23	13:20	13:18	12:48	12:39
2便	19:12	18:42	18:37	18:33	18:28	18:25	18:23	17:53	17:44

水曜日	三次市民バス甲奴町線（宇賀地区・吉舎地区）						中国バス（甲山・三次線）		
	宇賀地区	甲奴駅前	梶田	宇賀	吉舎谷	吉舎中学前	吉舎中学前	三次中央病院	三次（駅前）
往路	発	→	→	→	→	着	発	→	着
1便	8:10	8:50	8:55	8:59	9:04	9:07	9:13	9:44	9:54
2便	13:25	14:05	14:10	14:14	14:19	14:22	14:28	14:59	15:09
3便	17:00	17:40	17:45	17:49	17:54	17:57	18:05	18:36	18:46
復路	着	←	←	←	←	発	着	←	発
1便	14:07	13:37	13:32	13:28	13:23	13:20	13:18	12:48	12:39
2便	19:12	18:42	18:37	18:33	18:28	18:25	18:23	17:53	17:44

金曜日	三次市民バス甲奴町線（小童地区・吉舎地区）						中国バス（甲山・三次線）		
	小童地区	甲奴駅前	梶田	宇賀	吉舎谷	吉舎中学前	吉舎中学前	三次中央病院	三次（駅前）
往路	発	→	→	→	→	着	発	→	着
1便	8:20	8:50	8:55	8:59	9:04	9:07	9:13	9:44	9:54
2便	13:35	14:05	14:10	14:14	14:19	14:22	14:28	14:59	15:09
3便	17:10	17:40	17:45	17:49	17:54	17:57	18:05	18:36	18:46
復路	着	←	←	←	←	発	着	←	発
1便	14:07	13:37	13:32	13:28	13:23	13:20	13:18	12:48	12:39
2便	19:12	18:42	18:37	18:33	18:28	18:25	18:23	17:53	17:44

6. 運賃

大人300円，小学生以下150円，小学生未満無料

ただし，甲奴駅前から吉舎中学前間のみの利用の場合は，大人100円，小学生以下50円，小学生未満無料とする。

※身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている者が，各種手帳又は介護保険被保険者証を提示した場合は運賃を免除する。

【現行】中国バス甲奴・三次線

区間	運賃
甲奴駅前～三次駅前	980円
甲奴駅前～三次中央病院	970円

【再編案】三次市民バス甲奴町線+中国バス甲山・三次線
※吉舎中学前で乗り換え

区間	運賃
甲奴駅前～三次駅前	860円（100円+760円）
甲奴駅前～三次中央病院	820円（100円+720円）

7. 予約方法等

電話予約（利用したい日の前日17時まで）

8. 変更予定日

令和5年7月3日（月曜日）予定

※令和5年6月19日（月曜日）から同年6月30日（金曜日）までの間の平日は，三次市が無料バスを運行する。

【協議事項5】備北交通「こども乗り放題パス」発売について

路線バスを運行する備北交通株式会社から、「こども乗り放題パス」の発売に係る運賃設定について、協議の申し入れがあった。

【目的】

小学生・中学生等、未来のユーザーを育てるため。バスの乗り方教室の延長線として、バスの利用のきっかけを作る。区間を定めないことにより様々な路線を自発的に利用する機会を増やす事で、バスの乗車方法や時刻表や路線図の見方等を体験する機会を増やしたい。

【概要】

1. 有効期間 夏休み：2023年7月21日（金）～2023年8月30日（水）（計41日間）
2. 対象者 小学生・中学生
同乗する同伴者1名まで半額で利用可能（こども乗り放題パスを持つ小学生・および中学生と同じ区間・時間でバスに乗車する場合のみ適用）
3. 発売金額 小学生1,000円 中学生2,000円
4. 発売場所 備北交通本社，三次交通観光センター，東城町内協力各所
5. 購入方法 身分証明を持ってきていただき，年齢を確認してから販売
6. アンケート 終了日周辺に返信用はがきを封入した封筒をお送りする
7. 利用促進イベント 夏休み限定で利用促進の為，各路線をめぐるクイズラリー等を企画し，遠方へも足を延ばすきっかけを作成する。
8. 2022年販売実績 夏休みこども乗り放題パス…計171枚（小学生37枚，中学生134枚）

【PR方法】・三次・庄原の教育委員会よりチラシを全生徒へ配布していただく

- ・備北交通 HP および公式 SNS（Facebook・Twitter）への掲出
- ・協力施設，子供向けの施設でのチラシ配布

対象路線一覧

関係市町等	対象路線
三次市	◎みよし市街地循環バスくるるん，畠敷線，敷名線，湯木・宮内線，下高野線，三次市内線
三次市・島根県 (飯南町，邑南町，美郷町)	◎作木線，赤名線
三次市・安芸高田市	高田南部線，三城線（三次～吉田出張所）
三次市・庄原市	三良坂線
庄原市	ひまわりバス，高野線，口和線，本村線，東城市街地循環お通りバス，日野原線，始終線，小奴可線，保田線
三次市，庄原市 安芸高田市	三城線

◎三次市内における協議運賃設定路線

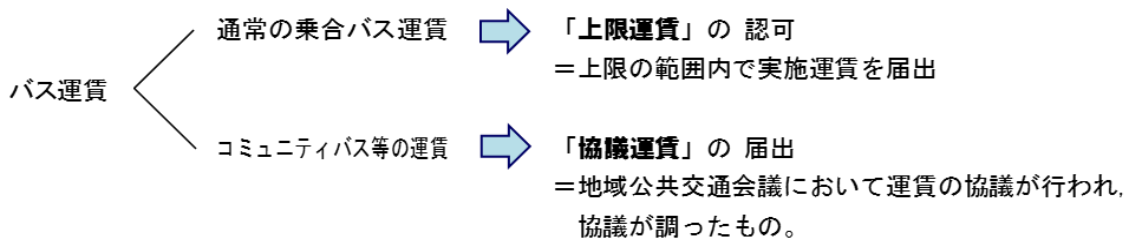
(地域公共交通会議で協議が必要な理由)

三次市内のバス路線のなかには、地域公共交通会議で協議のうえ、運賃を設定している路線（くるるん、作木線）がある（協議運賃と呼ぶ）。これらの路線の運賃を変更する場合は、地域公共交通会議での協議が必要となるが、こども乗り放題バスの対象路線にこれらの路線が含まれるため、本会議で協議を調える必要がある。

【 参 考 】

運賃及び料金を設定・変更しようとするときは、「認可」又は「届出」が必要。

<道路運送法第9条～9条の3（運賃及び料金）>



協議運賃設定路線	上限運賃設定路線
<ul style="list-style-type: none"> ・みよし市街地循環バス「くるるん」 ・三江線代替バス「作木線」「川の駅三次線」「式敷三次線」 	左記以外の路線

①地域公共交通会議で協議・承認
②運行事業者から国土交通大臣に届出

運行事業者から
国土交通大臣に届出

【参考】令和4年度のチラシ
「夏休みこども乗り放題パス 2022」